

来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業 プロポーザル募集要項

令和3年6月

来島海峡大橋インフラツーリズム推進会議

目次

1. 事業の目的	1
(1) 事業の名称	1
(2) 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
(1) 事業内容	1
(2) 事業期間	4
(3) 本モデル事業実施者の選定に関する契約等について	4
(4) 費用負担等	4
(5) プロポーザルの概要	5
(6) 問合せ及び提出先	9
(7) 別添資料	10

1. 事業の目的

(1) 事業の名称

来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業

(2) 事業の目的

国土交通省の「インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト」において、来島海峡大橋がモデル地区に選定されたことから、来島海峡大橋インフラツーリズム推進会議（以下、「推進会議」という。）では、来島海峡大橋の塔頂体験ツアーのほか、来島海峡大橋及び地元の魅力度向上プログラム、瀬戸内海地域での周遊アクティビティを掛け合わせたモデル事業について、その実施内容や実施手法に関しての検討を行ってきた。

来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業（以下、「本モデル事業」という。）は、上記の実現性や課題の洗い出しを行い、地域振興への貢献につながる形での、塔頂ツアー自体の持続性、認知度や魅力度の向上及び技術広報としての高度化可能性の検証等を目的としている。

来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業プロポーザル募集（以下、「本プロポーザル」という。）は、本モデル事業を行う事業者（以下、「本モデル事業実施者」という。）を選定するものであり、来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業プロポーザル募集要項（以下、「募集要項」という。）においてその実施内容や手続き等について示す。

2. 事業の概要

(1) 事業内容

1) ツアー企画、プロモーション及び販売

(ア) ツアー企画

- ① 事業の持続性向上の観点から、ターゲットは幅広く、ターゲットごとの嗜好を踏まえた多様なコンテンツが盛り込まれていること。その際には、桁外面作業車を使ったツアー、サイクリング、クルーズ等を絡めたツアー、周辺の観光資源訪問を絡めたツアー等の企画にも、留意すること。
- ② 地域活性化の観点から、宿泊、飲食、交通等の多様なコンテンツとのパッケージ化がなされていること。その際、宿泊機会増の観点から、地元に限らず、東京、大阪、広島、福岡等多様な地域からの集客にも留意すること。

(イ) プロモーション

- ① 観光消費増加による地域への裨益の観点から、地域のみならず、東京、大阪、広島、福岡等広域へのプロモーションを通じた集客体制が整えられていること。

- ② 塔頂ツアーにおける技術広報に加え、しまなみサイクリング等の地域の観光コンテンツに対しても効果的な広報体制が整えられていること。

(ウ)販売・料金設定

- ① 予約管理や料金収受については、自ら実施すること。なお、料金の設定については、自ら設定すること。
- ② 本モデル事業の価値の最大化及び事業の持続性・収益性確保の観点から、適切なツアー回数及び価格設定とすること。

(エ)その他留意事項

ツアーを第三者が販売代理することも可能であるが、本モデル事業実施に係る責務は本モデル事業実施者が負う。

2) ツアー運営等

(ア)ツアーの実施

- ツアー催行日における、受付体制（緊急連絡体制、新型コロナ対策等）を整えること。
- ツアーの実施にかかるガイド等の手配、当日の安全管理を行うこと。
- 天候不順等、塔頂ツアーの催行可否については、本州四国連絡高速道路株式会社（以下、「本四高速」という。）が行い、本モデル事業実施者に通知する。

(イ)塔頂ツアーの最低配置人員

- 本モデル事業実施者は、本モデル事業の実施にあたって、以下に示すとおり、必要な人員（以下、「実施者配置人員」という。）を配置すること。

- ①主塔塔頂案内体制：5名
- ②桁外面作業車 乗車体験案内体制：7名
- ※今回は桁外面作業車の乗車体験は馬島側のみとする。
- ③主塔塔頂案内と桁外面作業車乗車体験をひとつのパッケージで実施する場合については、①②の人員配置、各人員の役割等に留意した上で、本モデル事業実施者が推進会議事務局（以下「事務局」という。）に提案し協議して決定することとする。

- 人員配置、各人員の役割等は、別途関心表明書兼守秘義務等誓約書（以下、「守秘義務等誓約書」という。）を提出した者に開示する。

(ウ)塔頂ツアーの定員

- 塔頂ツアーの定員については、以下の点に留意の上、参加者の待機時間等を十分に考慮した上で、本モデル事業実施者が事務局に提案し協議して決定することとする。
- ① エレベーター定員は、6名であるが、新型コロナウイルス感染症の状況にかんがみ、

今回は参加者の定員は3名とすること。エレベーター定員はほとんどが6名であるが、主塔ごとのエレベーター定員については、別途守秘義務等誓約書を提出した者に開示する。

② 桁外面作業車乗車体験の参加者の定員は、16名とすること。

③ 車、クルーズによる、馬島側主塔塔頂案内の場合は、エレベーター往復に5分は要することより、仮にツアー定員が18名であれば初回3名が発してから、最終組が発するまでの待機時間が25分程度想定される。

(エ)塔頂ツアーの実施者配置人員に関する手配及び費用

- 実施者配置人員については、本四高速社員、本四高速グループ会社社員、愛媛県元職員（以下、「本四高速社員等」という。）、本モデル事業実施者社員等を想定している。
- 実施者配置人員のうち本四高速社員等、本モデル事業実施者社員等の施設ごとに配置すべき人員、配置場所及び役割については、別途守秘義務等誓約書を提出した者に開示する。
- 実施者配置人員のうち本四高速社員等の配置に必要な費用については、別途守秘義務等誓約書を提出した者に開示する。

(オ) サイクリングガイドの手配

- ツアーにおいて、サイクリングとの連携を行う場合は、「本州四国連絡道路自転車歩行者道」及び一般道の走行に入念な配慮を行い安全性に留意した体制を整えること。
- 本モデル事業実施者は、参加者が安心して安全にサイクリングを楽しめるよう「愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会」の認定を受けたサイクリングガイドまたは同等の資格を有する者を活用することが望ましい。
- サイクリングガイドの人数は、参加者5名に対して1名の配置を基準とする。（コースの状況、参加者の技量により適宜判断のこと。）
- サイクリングガイドの人数については、本モデル事業実施者が事務局に提案し協議して決定することとする。

3) モニタリング業務

(ア)実施報告

- 実施報告のうち、①ツアーの企画、予約、料金設定、催行内容（参加者属性等を含む）等の状況、②塔頂ツアーの安全管理体制等について、令和3年9月24日、10月末日及び11月10日の各時点の状況について、当該日の3日後までに報告を行うこと。
安全管理体制等の留意事項については、別途守秘義務等誓約書を提出した者に開示する。

- 最終ツアー催行日の10日後には、本モデル事業の実施報告を行うこと。
- 実施報告の項目等については、本モデル事業実施者が事務局へ提案し協議して決定することとする。

(イ) アンケート調査

- ツアー参加者に対する価格、塔頂ツアーのガイド説明、ツアー構成及び待機時間面等をはじめとするアンケート調査を行うこと。
- 実施項目、実施対象、実施方法等については、本モデル事業実施者が事務局へ提案し協議して決定することとする。

(2) 事業期間

塔頂ツアーは令和3年10月1日から令和3年11月30日のうち、金曜日・土曜日・日曜日及び祝祭日。各日の実施可能時間は9:00～17:00を標準としている。ただし、上記期間中において、月に2日程度の催行除外日を設定している。

なお、上記日程は、最大限実施可能な日程を示すものであり、全ての日時において、事業を行うことを求めるものではない。

(3) 本モデル事業実施者の選定に関する契約等について

本モデル事業においては、推進会議がプロポーザル方式により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。（具体的な手続き等については、(5)2(カ)審査基準参照。）推進会議は優先交渉権者（優先交渉権者との協議が整わなかった場合には次点交渉権者）との間で、来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業実施協定（以下、「実施協定」という。）を締結する。本モデル事業実施者は、本四高速との間で、施設利用等に関する協定（以下、「施設利用協定」という。）を別途締結する。施設利用協定では、安全管理等に関する事項、施設利用にかかる制限事項、塔頂ツアーの実施者配置人員、本四高速社員の配置に必要な費用及び本四高速施設の利用等に関する費用等に関する事項を規定することを想定している。

(4) 費用負担等

本モデル事業実施にかかる費用については、本モデル事業実施者が原則負担する。

また、(1)2(エ)塔頂ツアーの実施者配置人員に関する手配及び費用における本四高速社員等の配置に必要な費用及び本四高速施設の利用等に関する費用については、別途守秘義務等誓約書を提出したものに開示する。

(5) プロポーザルの概要

1) 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

複数法人によるグループも可とするが、この場合、グループ内の全ての法人が、以下の全てを満たすことを要するものとする。また、質疑や書類提出等は、代表法人を定め、代表法人が行うこと。

(ア)法人格を有すること。

(イ)本プロポーザルの公表日から、優先交渉権者の選定までの間において、国土交通省、愛媛県、今治市及び本四高速の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(ウ)会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

(エ)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(オ)本モデル事業に関して事務局の支援業務に関与する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連がある¹者でないこと。事務局の支援業務に関与する者とは、以下の者をさす。

- EY 新日本有限責任監査法人
- 弁護士法人関西法律特許事務所

(カ)本モデル事業の審査委員の委員、委員が属する組織、又はその組織と資本面若しくは人事面等において関連がある者でないこと。

(キ)本モデル事業の主旨を十分に理解した上で、本モデル事業を確実に実施できること。

2) 提出書類及び提案事項について

(ア)提出書類及び提案事項

提出書類については、以下の書類を提出すること。

様式	資料名	摘要
様式 1	関心表明書兼守秘義務等誓約書	➤ 複数法人のグループで提出する場合、全ての法人について提出ください。 ➤ 提出者に対して、守秘義務対象開示資料として、インフォメーションパッケージ等を開示します。
様式 2	説明会申込書	➤ 参加法人ごとに提出ください。 ➤ 説明会はオンラインで、6 月 15 日の午後に実施を予定しています。実施方法の詳細は、参加申込者に

¹ 「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある」とは、会社法第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。

		対して通知します。
様式 3	質問書式	➤ 本募集要項等について、質問がある場合は、ご提出ください。
様式 4	参加申込書	➤ 複数法人のグループで提出する場合、全ての法人について提出ください。
任意	事業体制表	➤ 複数法人のグループで提案する場合、A4版、任意様式とし、1 ページ以内として提出ください。
任意	提案書	➤ A4版、任意様式とし、5 ページ以内としてください（表紙、目次を含まない）。 ➤ 表紙は、「来島海峡大橋塔頂体験ツアーモデル事業提案書」と記載し、応募者（法人名）を記載ください。 ➤ 主要な部分のフォントは 10 ポイント以上としてください。 ➤ 提案には以下の項目を含めてください。 1. ツアー企画、プロモーション及び販売 ✧ 本モデル事業の主旨の理解 ✧ ツアー行程、料金設定、参加者数見込み、ツアー実施予定日、プロモーション ✧ 事業の持続性向上の観点から、ターゲットは幅広く、ターゲットごとの嗜好を踏まえた多様なコンテンツ ✧ 地域活性化の観点から、多様なコンテンツとのパッケージ化。宿泊機会増の観点から広域からの集客 ✧ これらについて、多様な関連する事業主体と実効性の高い連携体制の整備 2. ツアー運営、モニタリング業務 ✧ 安全管理の責任を担う者の概要、本業務への適合性、人員配置計画 ✧ サイクリングガイドの質・量の両面で安全性に留意した体制 ✧ モニタリング実施方法、成果の取りまとめに関する履行体制 3. 事業計画 ✧ 収支計画（単価ごとの利用者数を含む） ✧ 効果的な広報体制 ✧ 技術広報内容 4. 関連実績 ➤ 応募者（グループで提案する場合はグループの構成法人を含む）の名称を伏せた副本を作成ください。
任意	法人概要	➤ 法人概要、関連実績概要のわかるパンフレット等

(イ)提出期限

様式 1	令和 3 年 6 月 21 日 15 時まで
様式 2	令和 3 年 6 月 14 日 15 時まで
様式 3	令和 3 年 6 月 24 日 15 時まで

様式 4、事業体制表、提案書、法人概要	令和 3 年 7 月 13 日 15 時まで
---------------------	------------------------

(ウ)提出方法等

電子メールでの提出によることとする。ただし、提出後、ファイル受領の確認を電話にて行うこと。様式 3 については、編集可能なデータ形式と PDF 形式の双方を提出すること。

(エ)質疑応答について

令和 3 年 6 月 24 日までに、様式 3 を用いて、メールで提出すること。令和 3 年 7 月 7 日までに、回答を行う予定である。ただし、全ての守秘義務等誓約書の提出者に通知すべき事項がある場合は、提出者の競争優位性等に配慮した上で、すべての提出者に通知する。

(オ)選定方法

提出書類の審査は、審査基準に基づき、来島海峡大橋塔頂モデルツアー事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、審査を行い、審査内容をもって、推進会議において、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する（応募者が 1 者の場合は（カ）審査基準参照。）。

審査委員会の委員については、下表のとおりとする。

委員名	備 考
牛尾 佳子	今治明德短期大学 ライフデザイン学科：国際観光ビジネスコース 講師
原 仁志	弁護士 弁護士法人関西法律特許事務所
武智 弘泰	公認会計士 武智弘泰公認会計士事務所
若宮 浩	今治市 産業部長
重松 園子	愛媛県今治支局 商工観光室長
梶尾 光邦	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター所長
中野 晴樹	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 副所長

(カ)審査基準

選定にあたっては、以下の審査基準に基づき、各審査委員が審査を行う。全ての審査委員の採点結果を合計し、最大得点数となった応募者及び第二位となった応募者を審査委員会を選定し、推進会議に対して意見を具申する。推進会議は最大得点数となった応募者及び第二位となった応募者をそれぞれ優先交渉権者及び次点交渉権者として選定する。

優先交渉権者との協議が整わなかった場合には次点交渉権者と実施協定を締結することがある。

最大得点数となる応募者の得点率が 50%以下の場合、応募者が 1 者のみであった場合等においては、原則優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない。ただし、審査委員

会での意見等を踏まえて、当該応募者と実施内容等について協議の上で、優先交渉権者として選定することがある。

【審査基準】

項目	評価の視点	配点
1. ツアー企画、プロモーション及び販売		40
ツアーの企画、プロモーション及び販売	➤ 本モデル事業の主旨を十分に理解しているか。 ➤ 本モデル事業の主旨、目的を理解した魅力的なツアー企画、プロモーション体制・方法であるか。 ➤ 事業の持続性向上の観点から、ターゲットは幅広く、ターゲットごとの嗜好を踏まえた多様なコンテンツが盛り込まれているか。 ➤ 地域活性化の観点から、クルーズ、サイクリング等の移動手段、地域の観光資源等の有効活用等多様なコンテンツとのパッケージ化がなされているか。また宿泊機会増の観点から広域からの集客が図られているか。 ➤ これらについて、多様な関連する事業主体と実効性の高い連携体制が整備されているか。	40
2. ツアー運営、モニタリング業務		30
安全管理体制、人員配置計画 モニタリング	➤ ツアー参加者のみならず、来島海峡大橋のインフラとしての特性に十分配慮した安全管理体制であるか。 ➤ ガイドを含めた人員配置計画が適切であるか。 ➤ サイクリングガイドの質・量の両面で安全性に留意した体制が整えられているか。 ➤ 本モデル事業でのモニタリング実施方法、成果の取りまとめに関して適切且つ実効性のある履行が可能であるか。	30
3. 事業計画		20
事業計画	➤ 収支計画の観点から料金設定が適切であるか。 ➤ 本モデル事業の実施に対して実効性が高い事業計画であるか。 ➤ しまなみサイクリング等地域観光振興の観点から効果的な広報体制が整えられているか。 ➤ 橋梁等についての技術広報について効果的な提案がなされているか。	20
4. 関連実績		10
関連実績	➤ 本モデル事業実施に関連する類似する実績(役割等を含	10

	む)があるか。	
合計		100

(キ)選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和 3 年 8 月上旬に事務局（本四高速ホームページ）において公表する。優先交渉権者に選定されなかった応募者においては、その非選定の理由について、推進会議に確認することができる。

3) 本モデル事業提案書作成等における留意事項

- (ア) 提出された書類については、原則として変更できないものとする。また、提案書類は返却しない。
- (イ) 提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、推進会議は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (ウ) また、契約に至らなかった応募者の提案については、推進会議が本モデル事業実施者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。
- (エ) 提案にあたっての費用の一切は、応募者が負担するものとする。
- (オ) 本モデル事業の実施にあたって知り得た秘密情報を本事業の目的以外のために使用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- (カ) 本プロポーザルに関して、推進会議の構成員や審査委員会の委員に対して働きかけ等を行った場合は、失格とする。
- (キ) なお、提案内容について事務局による内容確認や審査委員会でのプレゼンテーションを求める場合がある。

(6) 問合せ及び提出先

〒651-0088

神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル

本州四国連絡高速道路株式会社内

来島海峡大橋インフラツーリズム推進会議 事務局公募受付窓口

(担当： 村岡、高砂)

メール : infra@jb-honshi.co.jp

電話番号 : 078-291-1077

(7) 別添資料

様式	資料名
様式 1	関心表明書兼守秘義務等誓約書
様式 2	説明会申込書
様式 3	質問書式
様式 4	参加申込書